

諸届出の変更届けをお忘れなく！

動物用医薬品販売業に関する許可、または、飼料・飼料添加物販売業（製造業）、診療施設開設にかかる届出については、申請事項または届出事項について変更があった場合、届出が必要です。

下記を参考に人事異動、社名変更などに伴い、変更届を提出するが必要がないか改めて確認し、必要な場合は忘れずに届け出て下さい。



動物用医薬品販売業

- 申請者の氏名、名称、住所
- 業務を行う役員
- 店舗の名称、構造設備、薬事に関する兼営事業
- 管理者（管理薬剤師）の氏名、住所
- その他薬剤師の氏名
- 特例販売品目（注：取り扱う前に申請が必要です）



飼料・飼料添加物関連業

- 届出者の氏名、名称、住所
- 製造業務を行う事業場の名称、所在地
- 販売業務、保管を行う事業場の名称
- 販売・製造する飼料、飼料添加物の種類
- 製造する飼料、飼料添加物の原料、材料の種類



診療施設

- 届出者（開設者）の氏名、住所
- 診療施設の名称
- 構造設備
- 管理者（管理獣医師）の氏名、住所
- 診療業務を行う獣医師の指名
- 診療業務の種類



連絡窓口

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県県南家畜保健衛生所 TEL 0197-23-3531 FAX 0197-23-3593

岩手県県南家畜衛生推進協議会 TEL 0197-24-5532 FAX 0197-23-6988